

アムナス博多 訪問看護ステーション 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関するお知らせ

アムナス博多 訪問看護ステーションでは、オンライン請求・オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い訪問看護ができるよう取り組んでおります。

オンライン資格確認によって得た診療情報等を看護師等が訪問看護時に確認できる体制を整備し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、2024年診療報酬改定により新設された訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算

当該加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護診療報酬及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の活用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該ステーションの見やすい位置に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。